

県南広域振興局長告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年11月2日

県南広域振興局長 細川倫史

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360690002	医療法人優親会	医療法人優親会 訪問看護ステーション北上	北上市立花10地割28番地1	平成30年10月31日